

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年四月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第四十一号

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する

規則

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成三年広島県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
第十三条（略）	第十三条（略） （提出書類の経由） 第十四条 法、政令、省令及びこの規則により提出される書類は、正副二通とし、食肉衛生検査所長を経由して提出しなければならない。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第13号 (第13条関係)

届出食肉販売業者届

(略)

(略)

添付書類

食品衛生法施行令第35条第3号に規定する食肉販売業の許可を受けていることを証する書類の写し

備考 (略)

改正前

様式第13号 (第13条関係)

届出食肉販売業者届

(略)

(略)

添付書類

食品衛生法施行令第35条第12号に規定する食肉販売業の許可を受けていることを証する書類の写し

備考 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。